

令和3年度 安曇野市地域防災計画 新旧対照表

# 原子力災害対策編



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p><b>第2 用語の意義</b> この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等<u>の規則</u>に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p><b>第2 用語の意義</b> この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等<u>による放射線障害の防止等</u>に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p>法律名改正に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>第1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。(市：全部局)</p> <p>(1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(5) 「原子力災害対策指針(最新改定日令和2年10月28日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりである。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>第1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。(市：全部局)</p> <p>(1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(5) 「原子力災害対策指針(最新改定日令和元年7月3日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりである。</p>	<p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由														
<p style="text-align: center;"><b>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</b></p> <p>第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="231 457 1299 684"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和2年10月28日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;"><b>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</b></p> <p>第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1460 457 2528 684"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和元年7月3日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>国の原子力災害 対策指針の改正 に合わせて修正</p>
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	300 ベクレル/キログラム															
牛乳・乳製品																
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム															
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	300 ベクレル/キログラム															
牛乳・乳製品																
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム															